

滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）の一部改正に伴い、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）が制定されたことから、県においても同指針の趣旨を踏まえて業務量の適切な管理その他教育職員の健康および福祉の確保を図るための措置等を行うことを明確にするため、滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年滋賀県条例第57号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 教育委員会（県費負担教育職員に係るものにあつては、市町教育委員会）は、給特法第7条第1項に規定する指針に即して別に定めるところにより、義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間およびそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他義務教育諸学校等の教育職員の健康および福祉の確保を図るための措置を行うものとするものとします。（第7条関係）
- (2) 教育委員会は、市町教育委員会に対し、県費負担教育職員に係る(1)の管理および措置を行うために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとするものとします。（第7条関係）
- (3) その他
 - ア この条例は、令和2年4月1日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例新旧対照表

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条ならびに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条および第6条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員（市町立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>第2条 省略</p> <p>(教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員（滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員条例」という。）別表の高等学校等教育職給料表または小学校および中学校等教育職給料表の適用を受ける者に限る。<u>第6条において同じ。</u>）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の1級、2級または特2級である者には、その者の給料月額$の100分の4$に相当する額の教職調整額を支給する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条ならびに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。<u>第7条において「給特法」という。</u>）第3条および第6条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員（市町立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する者<u>（第7条において「県費負担教育職員」という。）</u>を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>第2条 省略</p> <p>(教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員（滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員条例」という。）別表の高等学校等教育職給料表または小学校および中学校等教育職給料表の適用を受ける者に限る。<u>以下同じ。</u>）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の1級、2級または特2級である者には、その者の給料月額$の100分の4$に相当する額の教職調整額を支給する。</p>

2 省略

第4条および第5条 省略

(正規の勤務時間を超える勤務等)

第6条 義務教育諸学校等の教育職員(管理職手当を受ける者を除く。次項において同じ。)については、正規の勤務時間(滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号)第3条から第6条までに規定する勤務時間をいう。以下この項において同じ。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、次に掲げる日において正規の勤務時間中に勤務することを含む。次項において同じ。)を命じないものとする。

(1)および(2) 省略

2および3 省略

(新設)

2 省略

第4条および第5条 省略

(正規の勤務時間を超える勤務等)

第6条 義務教育諸学校等の教育職員(管理職手当を受ける者を除く。次項において同じ。)については、正規の勤務時間(滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号)第3条から第6条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、次に掲げる日において正規の勤務時間中に勤務することを含む。次項において同じ。)を命じないものとする。

(1)および(2) 省略

2および3 省略

(業務量の適切な管理等)

第7条 教育委員会(県費負担教育職員に係るものにあつては、市町教育委員会)は、給特法第7条第1項に規定する指針に即して別に定めるところにより、義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間およびそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他義務教育諸学校等の教育職員の健康および福祉の確保を図るための措置を行うものとする。

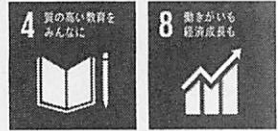
2 教育委員会は、市町教育委員会に対し、県費負担教育職員に係る前項に規定する管理および措置を行うために必要な情報の提

付則 省略

供、助言その他の支援を行うものとする。

付則 省略

教育職員の業務量の適切な管理等の取組について



概要

- 学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(給特法)が改正された。(令和元年12月11日公布)
- 改正後の給特法第7条に基づき、文部科学大臣において、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が定められた。(令和2年1月17日告示)
- こうした状況を踏まえ、本県としても、公立学校の教育職員の健康および福祉の確保を図り、学校教育の水準の維持向上に資するため、関係条例、教育委員会規則を整備するとともに、教育職員の業務量の適切な管理等に関する方針を定める。

条例

(「滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」の一部改正)

- ・教育委員会(県費負担教職員については市町教育委員会)は、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康および福祉の確保を図るための措置を講ずる。
- ・県教育委員会は、市町教育委員会における管理等のために必要な助言等の支援を行う。

教育委員会規則

((仮称)「滋賀県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則」の制定)

教育職員の所定の勤務時間を超える在校等時間が次の範囲内となるよう、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

45時間/月、360時間/年※

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、100時間未満/月、720時間/年(80時間/複数月平均、かつ6月/45時間超月数)

方針

((仮称)「県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する方針」の策定)

- 教育職員の業務量の適切な管理等のため、県教育委員会および県立学校において以下の取組を実施。
- ・在校等時間の客観的な方法を用いた計測、記録の公文書としての保管。
 - ・在校等時間が規則に定める範囲を超えた場合の事後的な検証の実施。
 - ・労働法制等の遵守、健康および福祉の確保のための措置等の実施。 等

※市町立の学校等の教育職員については、市町教育委員会の規則等により規定

施行日(条例、規則、方針) : 令和2年4月1日